

◎利用カード等の販売等営業の届出に関する規則

平成十四年三月二十六日 公安委員会規則第九号
改正 平成十九年一月二十四日 公安委員会規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号。以下「条例」という。)第三十六条の規定に基づく利用カード等の販売等営業の届出に關し必要な事項を定めるものとする。
(平一九公委規則一・一部改正)

(届出書の様式及びその添付書類)

第二条 条例第三十六条第一項の規定による届出は、利用カード等販売等営業届出書(別記様式第一号)により行うものとする。この場合において、当該届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 届出者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登記事項証明書)

(二) 利用カード等販売所の位置図及び平面図

2 条例第三十六条第二項の規定による変更の届出は、利用カード等販売等営業変更届出書(別記様式第二号)により行うものとする。この場合において、変更が同条第一項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、当該届出書に前項第一号に掲げる書類を添付するものとする。

3 条例第三十六条第二項の規定による廃止の届出は、利用カード等販売等営業廃止届出書(別記様式第三号)により行うものとする。
(平一七公委規則三・平一九公委規則一・一部改正)

(届出書の提出)

第三条 条例第三十六条の規定により届出をしようとする者は、前条の届出書正副二通を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出に係る利用カード等販売所の所在地の所轄警察署長を経由して行わなければならない。

3 一の警察署の管轄区域内にある二以上の利用カード等販売所について同時に前条第一項又は第二項の届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一となる書類については一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとする。
(平一九公委規則一・一部改正)

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年公委規則第三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年公委規則第一号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。